

# 平成30年度市川市総合防災訓練（案）について

## 1. 目的

本訓練は、災害対策基本法及び市川市地域防災計画、その他の各種マニュアルに基づき、震災時における市、各防災関係機関及び団体、協定事業者との連携強化を図るための**5対応本部合同訓練**を実施する。

また、「自助」「共助」の動機づけとして、震災時の初動における人命救助方法を学ぶ**市民参加・体験型の訓練**及び**防災に関する啓発活動**も行い、「公助」も含めた市全体の「防災力」の向上を目的とする。

## 2. 訓練想定

平成30年9月1日午前10時、東京湾北部を震源域とするマグニチュード7.3の地震が発生し市川市では震度6強が観測された。

大地震の発生前から、市川市では長期間の大雨により地盤が緩んでおり、がけ崩れが懸念されていたところである。市内を流れる各河川の水位も平常時よりも上昇している。

この状況下で大地震が発生したため、市内で火災、建物倒壊、がけ崩れや液状化による道路損壊及び土砂災害が発生し、家屋等に閉じこめられて救助を必要とする人や怪我人が多数出ている。

また、ガス、水道、通信等のライフライン機能が一部麻痺しており、復旧の目途も立っていない。

## 3. 日時

平成30年9月1日（土） 午前10時から12時

## 4. 会場

大洲防災公園（市川市大洲1丁目18番）

## 5. 訓練内容（案）

### （1）5対応本部合同訓練

[消防本部]

地震により発生した火災への対応として

- 消防局、消防団、救助犬による倒壊家屋からの救助救出及び消火訓練
- 住民の避難誘導訓練
- 土砂災害からの救助救出訓練
- 住民参加の初期消火、応急救護、資機材取扱訓練
- 地震体験車による地震体験

[被災市街地対応本部]

地震により発生した建物倒壊、道路損壊、河川氾濫、ライフライン損傷への対応として

- 道路規制訓練
- 道路啓開訓練
- 土のう構築訓練

[医療本部]

地震により発生した怪我人への対応として

- 医療救護所立ち上げ訓練
- 応急救護訓練
- トリアージ訓練

[被災生活支援本部]

地震により発生した避難者への対応として

- 福祉避難所立ち上げ訓練
- 避難所から福祉避難所への避難誘導訓練
- 炊き出し訓練
- 仮設トイレの設置訓練
- 煙体験

[行徳本部]

地震により発生した避難者への対応として

- ペット同行避難訓練
- 外国人避難者への対応訓練
- ※被災生活支援本部合同で要配慮者対応訓練

### （2）防災に関する啓発・展示

- 協定事業者及び関係機関による緊急車両展示や各種啓発を実施する予定

平成30年度  
市川市総合防災訓練  
【市民参加・体験型】

# 実施計画書（案）



主 唱 市川市防災会議

主 催 市 川 市

# 目次

I	訓練概要	
1	目的	1
2	訓練方針	1
3	訓練想定	1
4	実施日	2
5	訓練内容	2
6	訓練主唱等	3
7	訓練規模	3
8	訓練編成	3
9	訓練参加機関・団体	4
II	訓練実施要領	
1	会場訓練	5～8
III	訓練の中止等	
1	中止の判断基準	
(1)	全部中止	9
(2)	一部中止	9
2	訓練実施可否の判定日	
(1)	8月30日	9
(2)	8月31日	9
(3)	9月1日(訓練実施日)	9
3	中止等の連絡	10
4	その他	10
IV	評価	
1	評価の範囲	10
2	評価の方法	10
3	評価結果の活用	10

# I 訓練概要

## 1 目的

本訓練は、災害対策基本法及び市川市地域防災計画、その他の各種マニュアルに基づき、震災時における市、各防災関係機関及び団体、協定事業者との連携強化を図るための5対応本部合同訓練を実施する。

また、「自助」「共助」の動機づけとして、震災時の初動における人命救助方法を学ぶ市民参加・体験型の訓練及び防災に関する啓発活動も行い、「公助」も含めた市全体の「防災力」の向上を目的とする。

なお、防災拠点設営・避難所設営訓練については、別日程で訓練を実施する。

## 2 訓練方針

本訓練は、発災対応型訓練とし、発災直後における5対応本部の初動対応及び各本部の連携を重視した実践的かつ効果的な訓練を実施する。

- (1) 本市と協定している団体及び事業者等と連携した救援物資輸送や応援派遣の広域的な訓練とする。
- (2) 発災時における市の初動体制を再確認するため、各本部は地域防災計画に定められた人員で行う訓練とする。
- (3) 自主防災組織が参加した、発災時における初期消火、救助救出、応急救護の人命救助方法を学ぶ初動活動の訓練とする。
- (4) 自治(町)会・事業者・防災関係機関・ボランティア団体等、幅広い団体の参加を促すとともに、年齢・性別・国籍・障がいにかかわらず、多くの市民が参加・体験できる訓練とする。
- (5) 自衛隊、警察、消防、ライフライン関係機関、協定団体などと連携し、発災直後の初動活動が迅速にできる訓練とする。

## 3 訓練想定

平成30年9月1日午前10時、東京湾北部を震源域とするマグニチュード7.3の直下地震が発生、市川市では震度6強が観測された。

大地震の発生前から、市川市では長期間の大雨により地盤が緩んでおり、がけ崩れが懸念されていたところである。市内を流れる各河川の水位も平常時よりも上昇している。この状況下で大地震が発生したため、市内で火災、建物倒壊、がけ崩れや液状化による道路損壊及び土砂災害が発生し、家屋等に閉じこめられて救助を必要とする人や怪我人が多数出ている。

また、ガス、水道、通信等のライフライン機能が一部麻痺しており、復旧の目途も立っていない。

#### 4 実施日 平成30年9月1日(土)

#### 5 訓練内容

- ① 実施時間 10時～12時
- ② 場 所 大洲防災公園(大洲1-8)
- ③ 参加者等 自衛隊、消防局、警察、消防団、救助犬協会、ライフライン機関、協定事業者、各自治(町)会など
- ④ 内 容

##### ○5 対応本部連携訓練

###### 【消防本部】

- ・倒壊家屋からの救助救出及び消火訓練
- ・避難誘導訓練
- ・土砂災害からの救助救出訓練
- ★住民参加の初期消火、応急救護、資機材取扱訓練
- ★地震体験車による地震体験

###### 【医療本部】

- ・医療救護所立ち上げ訓練
- ・応急救護訓練
- ・トリアージ訓練

###### 【被災生活支援本部】

- ・福祉避難所立ち上げ訓練
- ・避難所から福祉避難所への避難誘導訓練
- ・炊き出し訓練
- ・仮設トイレ設置訓練
- ・煙体験
- ・給水車による給水活動
- ・移動交番車による防犯活動

###### 【被災市街地対応本部】

- ・道路規制訓練
- ・道路啓開訓練
- ・土のう構築訓練
- ・照明灯設置訓練

【行徳本部】

- ・外国人避難者への対応訓練
- ・ペット同行避難訓練

【その他啓発及び展示】

- ・警察、消防、自衛隊、関係機関等において、災害時に使用する車両を展示する。
- ・協定事業者や防災関係機関等による啓発及び展示を行う。

**6 訓練主唱等**

- (1) 主唱・・・・・・・・市川市防災会議
- (2) 主催・・・・・・・・市川市

**7 訓練規模**

- (1) 参加機関・団体・・・33機関・団体
- (2) 参加人員・・・・・・・・約500人

**8 訓練編成**

[訓練本部]

- 本部長 市川市長
- 副本部長 市川市副市長
- 市川市教育長
- 市川市危機管理監

9 訓練参加機関・団体（順不同） 合計 33機関・団体

東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社  
N T T 東日本千葉西支店  
公益財団法人市川市清掃公社  
千葉県水道局市川水道事務所  
京葉ガス株式会社  
京葉建設業協同組合  
市川電業協同組合  
一般社団法人 市川市医師会  
一般社団法人 市川市歯科医師会  
一般社団法人 市川市薬剤師会  
公益社団法人 千葉県柔道整復師会市川浦安支部  
株式会社ジェイコム市川  
特定非営利活動法人日本救助犬協会  
公益社団法人日本愛玩動物協会  
イオンペット株式会社  
5 日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会  
日野興業株式会社  
一般社団法人日本福祉用具供給協会  
陸上自衛隊需品学校  
自衛隊千葉地方協力本部  
千葉縣市川警察署  
千葉県行徳警察署  
市川市消防団  
市川市婦人消防クラブ  
和洋女子大学  
昭和学院短期大学  
千葉商科大学  
市川市赤十字奉仕団  
市川災害ボランティアネットワーク  
市川市国際交流協会  
市川市自治会連合協議会  
市川市消防局  
市川市

## II 訓練実施要領

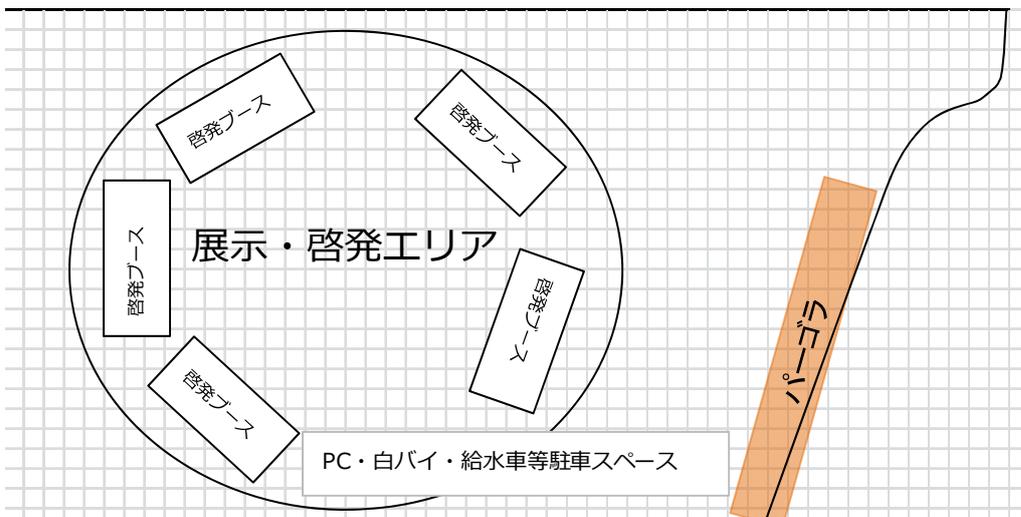
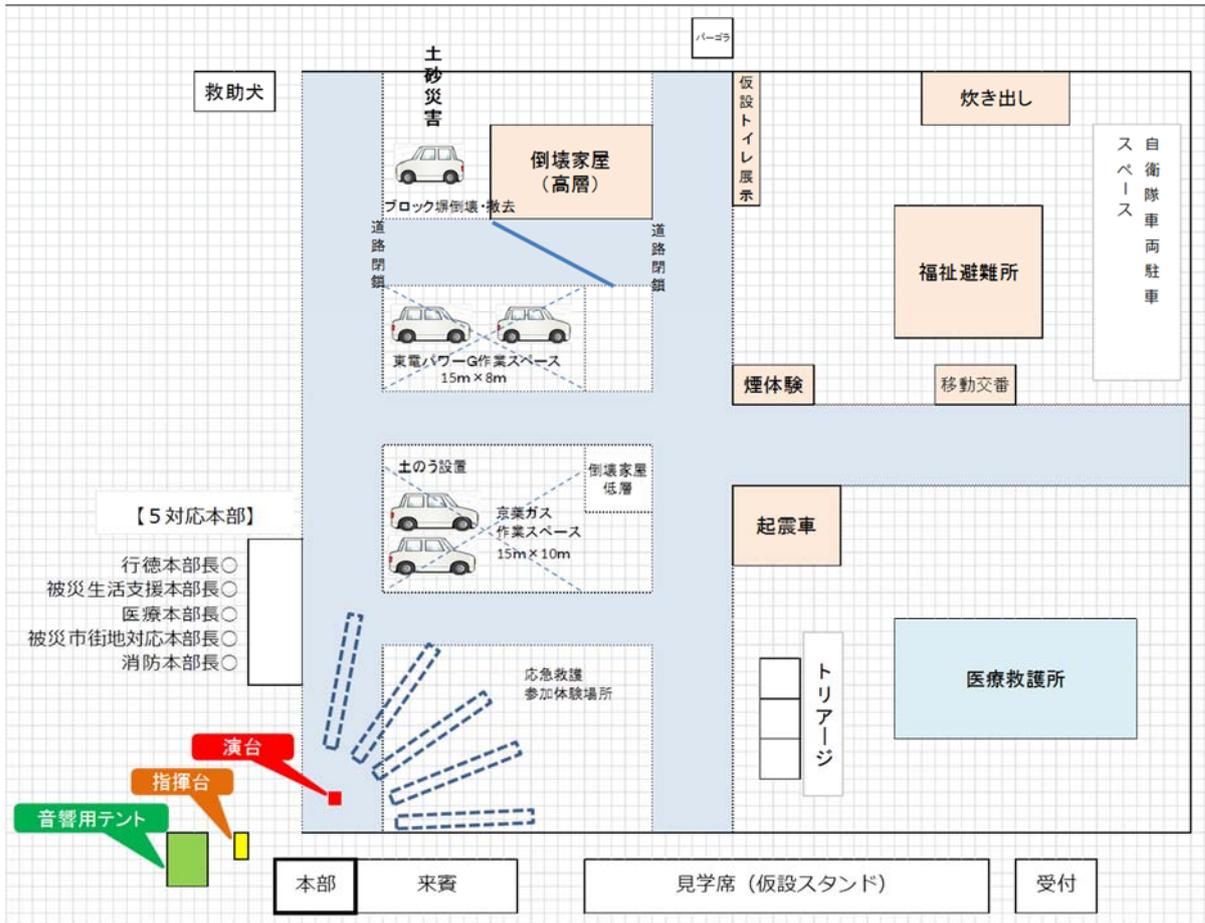
### 1. 会場訓練

	時間	訓練参加機関	訓練要領
開始式	10:00~ 10:10	○自主防災組織 ○参加関係機関・団体	訓練開始式 ○参加者は、訓練開始式に参加する。
消防本部	10:10~ 10:50	・消防局 ・消防団 ・婦人消防クラブ ・救助犬協会 ・市川警察署 ○自治会 ○一般参加者	○応急救護訓練（A E D、胸骨圧迫） ○初期消火訓練（水消火器、バケツ、投てき型消火剤） ○地震体験車 ○倒壊家屋からの救助救出（医療本部と連携） ○倒壊家屋の消火訓練 ○警察と連携した避難誘導訓練
被災市街地対応本部	10:10~ 10:50	・街づくり部 ・道路交通部 ・水と緑の部 ・市川電業協同組合 ・京葉ガス(株) ・京葉建設業協同組合	○京葉ガス(株)によるガス管復旧訓練 ○市川電業協同組合による道路啓開（電柱） ○京葉建設業協同組合による道路啓開（塀） ○東京電力パワーグリッド(株)による仮設照明灯の設置 ○河川氾濫による土のう構築訓練

	時間	訓練参加機関	訓練要領
医療本部	10:10~ 10:50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健部</li> <li>・市川市医師会</li> <li>・市川市歯科医師会</li> <li>・市川市薬剤師会</li> <li>・千葉県柔道整復師会市川 浦安支部</li> <li>・消防局</li> <li>・学生ボランティア (昭和学院短期大学)</li> <li>○自治会</li> <li>○一般参加者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○倒壊家屋からの救助救出（消防本部と連携）</li> <li>○医師によるトリアージ</li> <li>○医療救護所の設置</li> </ul>
被災生活支援本部	10:10~ 10:50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市川市</li> <li>・市川市赤十字奉仕団</li> <li>・千葉県水道局</li> <li>・市川警察署</li> <li>・自衛隊</li> <li>・学生ボランティア (千葉商科大学)</li> <li>○自治会</li> <li>○一般参加者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○煙中脱出訓練（煙体験テント）</li> <li>○仮設トイレの設置</li> <li>○レスキューキッチンによるカレー</li> <li>○市川市赤十字奉仕団による炊き出し</li> <li>○福祉避難所の設置及び避難所からの要配慮者 搬送訓練</li> <li>○水道局による飲料水配布</li> <li>○自衛隊による民生支援訓練 (野外炊事車両を使用して、お湯を沸かし炊き 出し訓練を行う。)</li> <li>○野外入浴セットの展示</li> </ul>
特殊車両展示	10:10~ 12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市川警察署</li> <li>・消防局</li> <li>○一般参加者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時に使用する緊急車両を展示する。 パトカー、消防車両</li> </ul>

	時間	訓練参加機関	訓練要領
炊き出し訓練	9:30～ 12:00	・市川市赤十字奉仕団 ・学生ボランティア (和洋女子大学) ○一般参加者	○自衛隊と連携し、アルファ米の炊き出しを行う。 ○学生ボランティアによるカレーライスの炊き出しを行う。 ○炊き出し後、一般参加者に配布する。
制服試着体験	10:00～ 12:00	・自衛隊 ・消防局 ・市川警察署 ○一般参加者	○自衛隊制服の試着 ○子供用防火衣の試着 ○警察官の制服試着
要配慮者疑似体験	10:50～ 12:00	・協定事業者 ○一般参加者	○協定事業者による高齢者体験装具等を使用した疑似体験を行う。
啓発展示	10:00～ 12:00	・環境部 ・愛玩動物協会 ・イオンペット(株) ・消防団 ・東京電力パワーグリッド株式会社 ・NTT東日本 ・国際交流協会 ・建築指導課 ・市川災害ボランティアネットワーク ○一般参加者	○ペット同行避難所の啓発  ○消防団の啓発 ○感震ブレーカーの啓発  ○災害時伝言ダイヤルの啓発 ○外国人への啓発 ○ブロック塀の緑化 ○液状化の啓発

(大洲防災公園 訓練配置図)



### Ⅲ 訓練の中止等

以下の事項が発生した場合、危機管理監、危機管理室長、地域防災課長が協議の上、中止の決定を行い、秘書課長、危機管理課長、消防局警防課長、各担当者、並びに関係機関に連絡する。

#### 1 中止の判断基準

##### (1) 全部中止

- ア 気象警報が発表された場合。または、そのような気象状況の発生が予測される場合
- イ 震度4以上の地震が発生した場合
- ウ その他、突発事案（危機事案）の発生、または発生の恐れがある場合

##### (2) 一部中止

- ア 雨天の場合は、訓練は中止とする。
- イ 訓練中において突発的な事案が発生した場合
- ウ 天候の急変などにより、訓練の続行が適当でないと判断される場合
- エ その他、突発事案（危機事案）の発生、または発生の恐れがある場合

#### 2 訓練実施可否の判定日

##### (1) 8月30日（木） 14時

- ・危機管理室長、地域防災課長、危機管理課長で訓練実施の可否を検討する。
- ・検討結果を危機管理監に報告し、管理監より市長へ報告を行う。

##### (2) 8月31日（金） 16時

- ・危機管理室長、地域防災課長、危機管理課長で訓練実施の可否を検討する。
- ・検討結果を危機管理監に報告する。

##### (3) 9月1日（土） 5時

- ・危機管理室長、地域防災課長、危機管理課長で訓練実施の可否を判断する。
- ・判断結果を危機管理監に報告する。

※訓練中止判断時刻から訓練開始時刻の間において、県内に災害が発生するなど特別の事情が発生した場合は、その時点で中止の判断を行う。

### 3 中止等の連絡

(1) 8月30日(木)・31日(金)・9月1日(土)

○危機管理室長から下記に中止連絡をする。

- ・5対応本部(消防局長、総務部長、保健部長、街づくり部長、行徳支所長)
- ・企画部長、議会事務局長、財政部長、市民部長、
- ・教育長

○被災生活支援本部長、被災市街地対応本部長は、各担当部室長に連絡する。

○地域防災課より、参加関係機関に中止連絡を行う。

○地域防災課において、庁内メールで中止連絡を行う。(8月30日、31日のみ)

○参加職員は、訓練実施の可否について防災行政無線テレホンサービス(0180-994-889)に電話し確認する。

[中止案内の方法]

ア 企画部において、市公式 Web 等に中止の告知を掲載する。

イ 地域防災課において、防災行政無線テレホンサービス(0180-994-889)に中止アナウンスが流れるよう設定を行う。

### 4 その他

上記の他、訓練中による事故等の発生や、不測の事態により、訓練項目が実施できない時は、各会場の危機管理室職員、または各機関の責任者が、口頭またはMCA無線等の通信手段により災害対応事務局へ連絡をする。

## IV 評価

### 1 評価範囲

この訓練では検証を実施する。

### 2 検証の方法

検証は、会場において「アンケート」調査を行う。

### 3 評価結果の活用

危機管理室は、評価結果を取りまとめ次年度の訓練計画書で改善措置を講ずる。